

令和3年度草加市プレミアム付商品券事業

商品券取扱事業者募集要項

新型コロナウイルス感染症は、地域経済に甚大な被害をもたらし、緊急融資の実行状況などからも経済への影響は長期化することが予測されます。

令和2年度に引き続き、積極的な消費の喚起による経済の下支えを行うことで市内の消費需要を喚起し、商工業及び地域経済の活性化を図り、市内事業者の支援を実現するための令和3年度草加市プレミアム付商品券事業を行うにあたり、取扱事業者を募集します。

1. 事業実施団体

令和3年度草加市プレミアム付商品券事業実行委員会

2. 商品券発行総額

13億円(内 プレミアム分3億円〈30%〉)

3. 商品券の形式

草加市内に所在する取扱事業者の内、全ての取扱事業者が使用できる共通券7枚(1枚の額面1,000円)と大規模小売店舗(売場面積1,000㎡以上の事業者)以外で使用できる専用券12枚(1枚の額面500円)の計19枚綴りで1冊とします。(合計10万冊を発行)

4. 商品券使用期間

令和3年8月23日(月)～令和4年2月13日(日)

5. 商品券の販売

実行委員会ホームページの申込フォームまたは広報そうか7月5日号に併せて市内全戸に配布される商品券事業PR冊子内に付属する専用ハガキによる購入申込販売(購入申込冊数の合計が発行冊数を上回った場合は市民優先で抽選)。1人あたりの購入申込の上限は3冊まで。

6. 釣銭について

釣銭は出ません。

7. 利用制限

次のものについては、商品券の利用ができません。

- (1) 不動産や自動車のような資産性の高いもの
- (2) 商品券、切手、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- (3) 事業活動に伴い使用する原材料、仕入商品等
- (4) 国や地方公共団体への税金等支払い並びに公共料金等の支払い
- (5) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (6) たばこの購入

8. 登録条件

市内にある次の事業所の内、次のいずれかに該当する事業所・団体

- (1) 草加市商店連合事業協同組合のポイントカード加盟店、市内商店会会員
- (2) 草加商工会議所会員
- (3) 草加地域経済活性化事業の認定事業者
- (4) 店舗面積が1,000㎡未満の事業者、無店舗型事業者(キッチンカー、タクシー等含む)
- (5) 草加八潮医師会、草加市歯科医師会、草加市薬剤師会、埼玉県柔道整復師会等の医療団体会員医療機関
- (6) (1)～(5)以外の事業所・団体で、草加市商店連合事業協同組合、草加商工会議所、草加市の事業等に対し、これまで協力・貢献等実績があり、実行委員会の承認を受けた事業所・団体。
- (7) (1)～(6)以外の事業所・団体。なお、(7)に該当する事業所・団体が参加を希望する場合は、事業参加費と

して、50,000円を当実行委員会に支払うものとする。

9. 登録申込方法

前項の(1)～(5)に該当し、商品券の取扱いを希望する事業者は、以下の方法でお申込みください。

※(6)、(7)の登録条件での申込を希望する事業者については、**実行委員会事務局(草加市商店連合事業協同組合内 TEL: 048-928-8121)までご相談ください。**

令和3年度実行委員会ホームページ

①または②のいずれかの方法でお申し込みください。

① 令和3年度実行委員会ホームページからの申込
(右記二次元コードを讀込)



② FAX

募集要項をご確認の上、「令和3年度草加市プレミアム付商品券事業取扱事業者登録申込書兼誓約書」に必要な事項をご記入いただき、**(株式会社JTB 埼玉南支店 FAX: 048-227-2567)まで FAXにてお送りください。**

【募集要項・申込書配布先】

草加市商店連合事業協同組合、草加市産業振興課

※実行委員会ホームページからもダウンロード出来ます。

10. 申込受付期間

【一次受付】令和3年4月26日(月)～5月24日(月)

【二次受付】令和3年5月25日(火)～7月20日(火)

※一次受付の締め切り(5月24日(月))に間に合うと、広報そうか7月5日号に併せ市内全戸に配布される**商品券事業PR冊子に事業者情報を掲載ができます。**

11. 換金方法

取扱事業者には、ポスター等販促物、換金用伝票・封筒、マニュアルを含む換金キットは**8月初旬頃**郵送します。商品券を換金する際には、使用済商品券と換金用伝票を換金用封筒に入れ郵送します。その後、実行委員会委託業者から右表の換金スケジュール(予定)に合わせて月2回登録申込時の指定口座に金額が振り込まれます。

令和3年度換金スケジュール(予定)

	換金用封筒 必着日	入金予定日
①	8月31日(火)	9月15日(水)
②	9月14日(火)	9月30日(木)
③	9月30日(木)	10月15日(金)
④	10月14日(木)	10月29日(金)
⑤	10月29日(金)	11月16日(火)
⑥	11月15日(月)	11月30日(火)
⑦	11月30日(火)	12月15日(水)
⑧	12月14日(火)	12月29日(水)
⑨	12月29日(水)	1月19日(水)
⑩	1月14日(金)	1月31日(月)
⑪	1月31日(月)	2月15日(火)
⑫	2月10日(木)	2月28日(月)
⑬	2月28日(月)	3月15日(火)

12. 換金期間

令和3年8月23日(月)～令和4年2月28日(月)

※換金期間は**必着日**となり、期限を過ぎた場合は商品券を換金できません。

13. 事業の周知

実行委員会ホームページ、広報そうか、草加商工会議所会報への掲載及びチラシ等の全戸配布、ホームページ等で、広く市民に周知します。

【問合せ先】

令和3年度草加市プレミアム付商品券実行委員会事務局 (草加市商店連合事業協同組合内)
TEL:048-928-8121

【申込先】

株式会社JTB 埼玉南支店 (実行委員会委託業者)
FAX: 048-227-2567 (送信確認のみ 048-227-2503)